

第32回 安来市農業委員会議事録

令和5年2月21日 午後2時30分 第32回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年2月21日 1日
日程第 3	議第131号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第166号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて
日程第 5	議第132号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第133号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第167号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 8	報第168号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第169号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第170号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第32回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。それでは委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第32回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により11番 新田委員、12番 塩見委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第131号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月からシステム変更に伴い、前回までの議案と表記が一部変更となっておりますことをご了承ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離徒歩10分圏内、農機具は、耕運機1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と父、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離約1km、農機具は、トラクター2台、動力噴霧器1台、耕運トレーラー1台、草刈機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について7番 武上委員お願いします。

7番 武上 隆雄君
7番 武上でございます。議案第131号、1番案件について説明させていただきます。譲渡人、譲受人の関係は親子でございます。父から子への生前贈与の申請であります。田畑計13筆、面積19,112㎡であります。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長：岡田 一夫君
2番の案件について9番 北川委員お願いします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。2番案件について説明いたします。この農地は、近隣の方が借りて耕作されておりましたが、高齢となられて、返されて、譲渡人が管理が出来なくて困っておられましたところ、この近くに農地を所有されておられる譲受人が引き受けられることになりました。真面目に草刈等農地の管理をされています人であり、近隣の農地に影響を与えることはないと考えられます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 報第166号 農地法第3条の規定による許可の取消願ひについて を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり許可の取消願ひの提出がありましたので報告するものです。6ページに案件の内容を掲載しています。今月の農地法第3条の規定による許可の取消願ひは、1件です。1番は、令和5年1月23日付安農委指令第33号により所有権移転の許可を得ましたが、譲渡人の都合により許可を取り消すものです。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第132号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、廃土一時的保管場所、工所用資材置場です。権利の種類は、所有権の移転です。本件はすでに廃土一時的保管場所、工所用資材置場として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。譲受人は、従業員13名を雇用する土木工事業を営んでいます。譲渡人は譲受人の先代の代表取締役の子であります。このたび土地を整理していた際に、地目が田であることがわかり、農地法の手続きがされていなかったことが判明しました。申請地は谷間の農地であることから20年以上前から耕作放棄により草木の生い茂る原野の様相を呈していました。申請者の先代は平成20年に亡くなっているため、詳細は不明ですが、平成13年ごろから市内での公共工事や民間の土木工事業が拡大しており、これに伴う廃土の一時的置場が不足していたため、農地とは知らずに利用して今日に至ったようであります。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。従来より廃土の一時的保管場所及び土木工事資材の置場確保に苦慮している現状であり、廃土一時的保管場所、工所用資材置場として転用及び法人名へ所有権移転をするものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、農地の区分は、農用地区域内農地です。転用の目的は、営農型太陽光発電設備で、権利の種類は賃借権の設定です。一時転用で期間は3年間です。本件は、平成31年3月21日付けで3年間の一時転用の許可を受けている案件の更新になります。国の通達により、営農型発電設備の一時転用許可の更新について次のことを確認しています。

(1) 下部の農地における営農が適切に継続される事

(2) 下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していない事

(3) 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められない事

島根県への農作物の状況報告では、作付作物であるサカキ及びシキミは地下水位が高く土壌の排水性も悪いため根腐れによる枯死が多く収穫は無い状況ですが、過去の6年間で、土壌改良等試行錯誤を続けており、区画全体の植栽レイアウトを見直し、畝づくりや移植等を行っているため、営農の適切な継続が確保されていないとは言えない状況です。3年後の事業継続の際に改めて確認することになります。営農計画書は、10aあたり3年後にサカキ700束、シキミ1200本と平均単収10aあたりサカキ880束、シキミ1,500本の概ね80%を超える計画となっています。これは、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、■■■■です。以上です

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について11番 新田委員お願いします。

11番 新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について10番 安松委員お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班9番 北川委員お願いします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。それでは現地調査の報告をいたします。2月の現地調査、3班で北中班長、横山委員、新田委員、佐々木委員、齋藤委員そして北川、事務局からは實重局長、名原係長の8名で調査を行いました。2月20日、13時30分より事務局からの説明を受け調査を行いました。1番案件、現地では新田委員より説明を受けました。事務局の説明のとおり追認案件で、すでに廃土の一時置場、資材置場として使用されておりました。雨水は北、南側側溝に流れるようにしてあり、土砂等が既存側溝に流れないように処置をするという事で、自治会、水利組合等の承諾書も添付されており、調査班としては許可妥当と判断いたしました。2番案件の営農型太陽光発電の一時転用の更新について、現地では安松委員より説明を受けました。事務局の説明のとおり、現地は排水が悪く、水の溜まったような状態で、作物の育ちにくい状態でしたが、事務局と地元の委員さんの指導により、埋め立てをするなど改善されておりまして、3年前に現地調査に行った時よりも少し良くなった、改善されたような状態で、きちんとした、立ったところでは育ったような状態でもありました。現在も現地では営農型太陽光発電設置で荒廃地防止するしかないと考え、なお、成功例として実績が残せるように、更に3年間、関係者等が指導しながら結果を見るという事で、調査班としては許可妥当と判断いたしました。皆様方の審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第133号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、11番 新田委員 の退席を求め、併せて私岡田も退席いたしますので、議題133号につきましては、安松会長代理が議長を務めますのでよろしくをお願いします。

議長：安松 智君

それでは、議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、13ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権124件、面積155,918㎡、使用貸借権25件、面積27,375㎡、全体で149件、総面積が183,293㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：井上 幸雄君

農林振興課 井上です。詳細は14ページからになります。また、今月からシステム変更に伴い、前回までの議案と表記が一部変更となっておりますことをご了承ください。

番号1から番号25・番号29から番号33、番号37から番号42につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条による利用権設定となります。また、番号29、30につきましては、新規法人の参入に伴い、営農計画書また農地の維持管理、土地の地元の調整等の確約書を併せて提出していただいております。番号26から番号28、34から36、番号38、番号43から番号45が、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。更新によるものは一括方式で集積配分計画となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：安松 智君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

2番 足立 仁行君

はい。

議長：安松 智君

2番 足立委員。

2番 足立 仁行君

2番 足立です。内容ではないんですけども。ちょっと書式の事で、初めてこの新規とか継続とか書いてあるんですけど、この新規というのは、貸し手と借り手が違った場合が新規、同じ場合は更新という事ですか。借り手が違った場合も新規ですか。そういう事ですか。

農林振興課：井上 幸雄君

はい。

2番 足立 仁行君

ありがとうございました。

議 長：安松 智君

ほかにありませんか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：安松 智君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、11番 新田委員、16番 岡田委員の退席を解除します。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第167号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

39ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。40ページから49ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地28筆が、このたび、法人に賃借権の設定および使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和5年1月23日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第168号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

50ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。51ページから55ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、7件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第9 報第169号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

56ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意

解約通知書の提出がありましたので報告するものです。57ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約3件です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第170号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

58ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。59ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第32回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時19分)